

公益財団法人せたがや文化財団職員給与規程

平成 15 年 4 月 1 日

せ文財規程第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人せたがや文化財団就業規程（平成 15 年 4 月 1 日せ文財規程第 1 号。以下「就業規程」という。）第 48 条の規定に基づき、公益財団法人せたがや文化財団（以下「財団」という。）に常時勤務に服することを要する職員（他の規定により給与を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 派遣職員の給与については、世田谷区職員の派遣に関する協定に定めるところにより支給する。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 休日給
- (8) 管理職特別勤務手当
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第 3 条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員からの申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の給与の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

第 2 章 給料

(給料の意味及び給料表)

第 4 条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は月額とし、別表第1に定める給料表による。

(給料の決定)

第5条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

2 新たに職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定された職務の級の号級が別表第3に定める初任給基準表に定められているときは当該号級とし、当該職務の級の号級が同表に定められていないときは、同表に定める号級を基礎とし、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合に別表第4のうち1及び2に定める基準により得られる号級とする。

3 職員が一の職務の級から上位の級に昇格した場合及び下位の級に降格した場合における給料月額は、別表第4に定める基準による。

4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月額がある場合において、9月以上のときは9月、6月以上9月未満のときは6月、3月以上6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

5 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。

(昇給の基準)

第6条 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合させる場合の昇給の号級数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号級とすることを標準として理事長が決定する。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行う事ができない。

4 前項については、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、57歳(平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては、56歳)に達した日以降直近の3月31日において受ける給料月額が級別標準職務表3級の給料表の最高の給料月額(以下「最高給料月額」という。)に達しないものについては、その者の受ける給料月額が最高給料月額と同じ額(給料表に同じ額がない場合には、その額を超える額のうちその額に最も近い額)の給料月額になるまで適用しない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第6条の2 公益財団法人せたがや文化財団職員の育児休業等に関する規則(平成15年4月1日せ文財規則第1号)第21条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)及び公益財団法人せたがや文化財団職員の介護休業等に関する規則(平成26年1月1日せ文財規則第3号)第15条に規定する介護短時間勤務の承認を受けた職員(以下「介護短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1

項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の時期)

第7条 前条に規定する昇給の時期は、4月1日を基準とし理事長が定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額的全額を月1回に支給する。

- 2 給料の支給日は、給与期間のうち理事長の定める日とする。
- 3 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により給与を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から週休日（就業規程に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(解雇時の給料支給の特例)

第9条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者
- 3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者	13,700円
(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る）	13,700円
(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合に	

あつては1人) までのもの 6,000 円

(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000 円

4 扶養親族たる子(第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。)のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数(同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数)を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。(扶養親族の届出)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合は除く。)

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合は除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもってこれを終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における

扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第 12 条 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものについては、その特殊性に基づいて、管理職手当を支給する。

- 2 前項の規定により管理職手当を受ける者に対しては、超過勤務手当を支給しない。
- 3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。
- 4 月の初日以外において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき、又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第 8 条第 5 項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは、「管理職手当」と読み替えるものとする。
- 5 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額額の 100 分の 25 を超えない範囲内の額とする。
- 6 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第 13 条 職員には、当分の間地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 支給割合は、100 分の 20 を超えない範囲とする。
- 4 地域手当の支給については、給料の例による。

(住居手当)

第 14 条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を（使用料を含む。）を支払っているものには、住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額額は、8,300 円とする。（満 27 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては 18,700 円を、満 27 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 32 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては 9,300 円をその額に加算した額）
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のための交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (3) 通勤のための交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

別表第5に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

4 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び

返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第16条 削除

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 就業規程第34条に規定する週休日(週休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除された場合を除く。)において超過勤務することを命ぜられた職員に対しては、その勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項の規定に定めるもののほか、就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて就業規程第34条第1項の規定により週休日とされた日に同条第2項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員に対しては、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することができる。

4 育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、第1項の規定にかかわらず、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を支給する。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、全各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の50

6 前4項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に就業規程第35条第1項第1号(土曜日に当たる日を除く。)及び第2号(日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。)に規定する日の合計した数を乗じたものを減じたも

ので除して得た額（育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員にあつては、その額に就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

- 7 超過勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(休日給)

第18条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することが命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき前条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、就業規程第36条の規定により、理事長が休日の勤務に替えて、職員に他の日の勤務を免除した場合には、休日給は支給しない。

- 2 休日給は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(管理職特別勤務手当)

第19条 第12条第1項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他の財団の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第36条の規定により、理事長が休日の勤務に替えて、職員に他の日の勤務を免除した場合には、管理職特別勤務手当は支給しない。

- 2 管理職特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 管理職特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(期末手当)

第20条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により期末手当を支給するものとする。

- 2 期末手当の支給日は、その都度理事長が定める日とする。

(勤勉手当)

第21条 職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、理事長がその都度定める基準により勤勉手当を支給することができる。

- 2 勤勉手当の支給日は、前条2項を準用する。

第22条 削除

第4章 雑則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、休日、就業規程第38条から第40条までに規定する年次有給休暇、第41条に規定する病気休暇（1回について、引続く90日を限度とする。）、第42条に規定する特別休暇（生理休暇については、1回について、引き続く3日を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することに理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、理事長が別に定めるところによる。

3 第1項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うものとする。

(時間の計算)

第24条 第17条、第18及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第25条 欠勤者又は休職者の給与については、第23条に定める場合を除くほか、別表第6に定めるところによる。

(端数計算)

第26条 第17条における給与の計算において、円位未満の端数が生ずるときは、その端数が50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げ、第13条、第20条及び第21条における給与の計算において、円位未満の端数が生ずるときは、その端数は切り捨てる。

(その他)

第27条 この規程及び別に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な事項は、世田谷区の職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日（以下「基準日」という。）において47歳以上の財団法人世田谷区美術振興財団（以下「美術振興財団」という。）又は財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団（以下「コミュニティ振興交流財団」という。）の職員で同年4月1日から平成15年3月31日まで在職し、同年4月1日以降財団に在職するものについて、第6条第4項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、基準日において55歳以上の職員にあつては「58歳」と、51歳以上55歳未満の職員にあつては「57歳」と、47歳以上51歳未満の職員にあつては「56歳」とする。

3 平成15年3月31日現在、美術振興財団又はコミュニティ振興交流財団に在職し、かつ、平成15

年4月1日現在、財団に在職している職員の給料及び諸手当の支給を決定するに必要な勤務期間及び勤務期間から除算すべき期間については、美術振興財団及びコミュニティ振興交流財団から引継ぐものとする。

別表1(第4条関係)

給料表

平成27年4月1日適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,000	167,800	195,700	217,000	—	253,800	281,900	334,800
2	141,100	169,700	197,100	218,900	—	255,900	284,000	337,400
3	142,200	171,500	198,700	220,900	—	257,800	286,200	339,900
4	143,300	173,300	200,100	222,800	—	260,100	288,300	342,700
5	144,600	175,100	201,700	224,800	226,600	262,100	290,700	345,200
6	145,700	176,900	203,100	226,900	228,500	264,200	293,100	347,800
7	146,800	178,600	204,800	228,900	230,600	266,300	295,600	350,600
8	147,900	180,500	206,200	231,000	232,500	268,700	298,000	353,300
9	149,100	182,400	207,800	232,900	234,500	270,700	300,300	355,800
10	150,200	183,600	209,600	235,000	236,500	273,200	302,900	358,600
11	151,300	184,800	211,500	236,900	238,600	275,300	305,200	361,200
12	152,400	186,000	213,400	238,800	240,700	277,500	307,500	363,800
13	153,700	187,200	215,400	240,800	242,600	279,500	310,200	366,500
14	155,000	188,600	217,600	242,900	244,600	282,000	312,700	369,100
15	156,300	190,000	219,700	245,200	246,900	284,400	315,200	372,000
16	157,600	191,500	221,700	247,200	248,800	286,800	317,600	374,700
17	158,900	192,700	223,500	249,200	250,900	289,100	320,200	377,600
18	161,100	194,100	225,500	251,500	253,000	291,600	322,600	380,300
19	163,300	195,600	227,600	253,700	255,100	293,900	325,000	383,300
20	165,400	197,000	229,400	255,800	257,200	296,300	327,500	386,000
21	167,500	198,400	231,200	257,900	259,400	298,600	330,100	388,900
22	169,400	200,000	233,100	260,200	261,500	301,100	332,600	391,800
23	171,200	201,600	235,300	262,200	263,500	303,600	335,100	394,600
24	173,000	203,400	237,400	264,400	265,900	306,000	337,700	397,400
25	174,800	205,200	239,300	266,800	268,100	308,300	340,100	400,300
26	176,700	206,900	241,300	269,300	270,200	311,100	342,700	403,300
27	178,600	208,700	243,300	271,300	272,400	313,500	345,300	406,100
28	180,500	210,600	245,300	273,400	274,600	316,100	347,800	409,100
29	182,300	212,400	247,200	275,700	276,900	318,600	350,300	412,100
30	183,400	214,300	249,400	278,000	279,100	321,400	352,800	415,200
31	184,600	216,300	251,200	280,200	281,400	323,900	355,300	418,200
32	185,800	218,200	253,400	282,500	283,800	326,600	357,900	421,300
33	186,900	220,300	255,200	284,700	285,900	328,900	360,500	424,200
34	188,100	222,100	257,200	286,900	288,400	331,600	363,300	427,300
35	189,200	224,200	259,000	289,100	290,600	334,000	365,900	430,000
36	190,500	226,200	261,100	291,300	292,900	336,600	368,800	432,800
37	192,000	228,100	262,800	293,500	295,100	339,100	371,300	435,600
38	193,200	229,900	265,000	295,700	297,800	341,600	374,000	438,500
39	194,400	232,000	267,100	298,000	300,100	344,100	376,500	441,100
40	195,600	233,800	269,200	300,200	302,400	346,600	379,200	443,900

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
41	196,900	235,700	271,300	302,200	304,500	349,200	382,100	446,300
42	198,200	237,600	273,000	304,400	306,900	351,900	384,900	448,600
43	199,500	239,400	274,900	306,700	309,100	354,400	387,800	450,700
44	201,100	241,400	276,900	309,000	311,400	356,700	390,500	453,000
45	202,600	243,200	278,600	311,400	313,500	359,400	393,300	455,200
46	204,300	245,000	280,500	313,500	316,000	362,000	396,200	457,200
47	205,800	246,700	282,600	315,800	318,400	364,500	399,000	459,200
48	207,500	248,600	284,400	317,900	320,800	367,100	401,600	461,000
49	209,100	250,300	286,200	320,000	323,400	369,500	404,300	463,000
50	210,600	252,200	288,100	322,300	325,500	371,900	406,800	464,600
51	212,200	254,000	289,900	324,600	327,800	374,300	409,700	466,200
52	214,000	255,800	291,700	326,700	330,000	376,700	412,200	467,800
53	215,900	257,700	293,600	328,900	332,000	378,900	414,800	469,500
54	217,700	259,600	295,400	330,900	334,300	381,300	417,000	470,800
55	219,500	261,400	297,100	332,900	336,700	383,600	418,600	472,200
56	221,400	263,100	299,000	335,000	338,800	385,900	420,700	473,600
57	223,100	264,900	300,700	336,900	340,900	388,100	422,600	474,800
58	224,900	266,600	302,600	338,900	343,200	390,300	424,200	476,000
59	226,500	268,500	304,300	340,800	345,300	392,400	425,900	477,200
60	228,300	270,300	306,100	342,800	347,700	394,700	427,800	478,300
61	230,100	271,800	307,900	344,600	349,700	396,800	429,400	479,500
62	231,800	273,500	309,800	346,400	351,800	398,700	430,900	480,500
63	233,500	275,200	311,300	348,400	353,900	400,500	432,200	481,400
64	235,300	276,900	313,200	350,200	356,200	402,300	433,500	482,400
65	237,000	278,700	314,700	352,000	358,300	404,200	434,900	483,500
66	238,600	280,500	316,200	353,800	360,400	405,600	436,100	484,500
67	240,000	282,200	317,600	355,200	362,400	407,100	437,400	485,600
68	241,500	283,900	319,300	356,700	364,300	408,500	438,500	486,600
69	243,000	285,600	320,800	358,600	366,300	410,200	439,400	487,500
70	244,400	287,300	322,100	360,100	368,300	411,400	440,300	488,400
71	245,900	289,000	323,600	361,500	370,200	412,800	441,000	489,200
72	247,500	290,900	325,200	362,900	372,100	413,800	441,900	490,000
73	249,000	292,400	326,700	364,300	374,000	415,000	442,400	490,800
74	250,500	294,000	328,100	365,400	375,800	415,700	443,100	491,600
75	252,000	295,700	329,600	366,500	377,200	416,700	443,700	492,300
76	253,500	297,200	331,300	367,600	378,600	417,600	444,300	493,100
77	255,200	298,800	332,700	368,700	380,000	418,300	444,700	493,700
78	256,700	299,900	334,000	369,600	381,500	419,000	445,300	494,400
79	258,400	301,100	335,300	370,500	382,800	420,000	445,700	495,100
80	259,900	302,400	336,500	371,400	384,000	420,700	446,100	495,800
81	261,300	303,800	337,700	372,300	385,400	421,600	446,500	496,400
82	262,800	305,100	338,700	373,200	386,600	422,100	446,800	497,000
83	264,400	306,300	339,600	374,200	388,000	422,800	447,200	497,500
84	265,800	307,500	340,600	375,000	389,300	423,300	447,800	498,100

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
85	267,100	308,900	341,600	375,800	390,600	423,900	448,300	498,600
86	268,700	310,000	342,600	376,500	391,700	424,400	448,800	499,200
87	270,200	311,000	343,600	377,200	392,700	424,700	449,400	499,800
88	271,600	312,000	344,600	378,100	393,700	425,000	450,000	500,400
89	272,900	313,100	345,500	378,900	394,600	425,600	450,600	500,900
90	274,300	314,000	346,300	379,500	395,600	426,000	451,100	501,400
91	275,600	314,800	347,200	380,200	396,500	426,600	451,700	502,000
92	276,800	315,700	347,900	380,900	397,300	427,100	452,300	502,600
93	278,000	316,600	348,500	381,600	398,000	427,800	452,900	503,100
94	279,100	317,400	349,000	382,200	398,700	428,300	453,300	503,500
95	280,400	318,300	349,700	382,900	399,500	428,800	453,800	504,000
96	281,600	319,100	350,200	383,600	400,200	429,400	454,400	504,400
97	282,800	319,900	350,700	384,300	401,000	430,000	454,900	504,900
98	283,900	320,500	351,300	385,000	401,700	430,600		505,400
99	284,900	321,000	351,900	385,700	402,400	431,200		505,900
100	285,900	321,300	352,400	386,300	403,000	431,700		506,400
101	287,000	321,700	352,700	386,900	403,500	432,200		506,800
102	287,900	322,200	353,100	387,500	404,100	432,600		507,200
103	288,800	322,800	353,600	388,100	404,700	433,200		507,700
104	289,700	323,300	354,100	388,700	405,400	433,800		508,100
105	290,500	323,800	354,500	389,200	405,900	434,200		508,600
106	291,300	324,300	355,000	389,700	406,500	434,700		509,000
107	291,900	324,700	355,400	390,300	407,100	435,100		509,500
108	292,600	325,200	355,800	390,800	407,700	435,600		510,000
109	293,300	325,700	356,200	391,400	408,200	436,100		510,400
110	293,900	326,200	356,700	391,900	408,800	436,600		510,900
111	294,500	326,600	357,100	392,500	409,400	437,000		511,300
112	295,200	327,000	357,500	393,000	409,900	437,500		511,800
113	296,000	327,300	357,800	393,500	410,500	437,800		512,300
114	296,600	327,700	358,300	394,000	411,000	438,200		
115	297,100	328,000	358,800	394,500	411,600	438,700		
116	297,700	328,400	359,100	395,100	412,200	439,100		
117	298,300	328,800	359,400	395,600	412,800	439,500		
118	298,700	329,200	359,800	396,200	413,400	440,000		
119	299,000	329,600	360,100	396,700	413,800	440,500		
120	299,500	330,000	360,400	397,300	414,400	441,000		
121	300,000	330,400	360,700	397,800	414,900	441,400		
122		330,700	361,100	398,300	415,500			
123		331,100	361,400	398,800	416,100			
124		331,500	361,800	399,400	416,700			
125		331,800	362,200	399,800	417,200			
126		332,200	362,600	400,400	417,600			
127		332,600	363,000	401,000	418,200			
128		332,900	363,300	401,600	418,700			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
129		333,300	363,700	402,000	419,200			
130				402,400	419,600			
131				402,800	420,100			
132				403,200	420,500			
133				403,500	420,900			
134				403,800	421,400			
135				404,200	421,900			
136				404,500	422,400			
137				404,800	422,800			
138				405,000	423,300			
139				405,400	423,800			
140				405,800	424,200			
141				406,100	424,600			
142					425,100			
143					425,500			
144					425,800			
145					426,100			
146					426,600			
147					427,100			
148					427,500			
149					427,900			

別表第2(第5条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
8級	1 事務局長又は副館長若しくはこれに相当する職の職務 2 重要な業務を所掌する統括部長又はこれに相当する職の職務
7級	1 統括部長又はこれに相当する職の職務 2 極めて困難な業務を分掌する部長又はこれに相当する職の職務
6級	部長又はこれに相当する職の職務
5級	1 総括課長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を処理する課長、担当課長又は主査若しくはこれに相当する職の職務
4級	1 課長、担当課長又は主査若しくはこれに相当する職の職務 2 特に高度の知識又は高度の経験を必要とする業務を行う主任又はこれに相当する職の職務
3級	1 主任又はこれに相当する職の職務 2 高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務、相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第3(第5条関係)

1 初任給基準

選考基準	号級(調整号数)
I 類	1級29号(+1号)
II 類	1級17号(+3号)
III 類	1級 5号(+5号)

備考

- (1) 調整号数は、採用後最初の昇給日以降に加算する号数を示す。
- (2) 採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合においては、その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数切捨て)を加えて得た数を号給とすることができる。

2 採用時経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備 考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5割	1 在学年数は、正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5割	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

別表第4(第5条関係)

昇格、降格に関する基準

1 職員を上位の級に昇格させる場合には、次に掲げる表の基準による。

職務の級	基準
8級	1 事務局長又は副館長の職若しくはこれに相当する職に任命された者 2 重要な業務を所掌する統括部長の職に任命された者
7級	1 統括部長の職に任命された者 2 極めて困難な業務を分掌する部長の職に任命された者
6級	部長の職に任命された者
5級	1 総括課長の職に任命された者 2 困難な業務を処理する課長又は主査の職に任命された者
4級	1 課長又は主査の職に任命された者 2 特に高度の知識又は高度の経験を必要とする業務を行う主任主事の職に任命された者
3級	1 主任の職に任命された者 2 高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職に任命された者
2級	I類の者にあつては、1級の職務に1年以上従事した者 II類の者にあつては、1級の職務に2年以上従事した者 III類の者にあつては、1級の職務に2年以上従事した者

2 職員を昇格させた場合の給料号給は、次の表のとおりとする。

【昇格時対応号給表】

昇格前の号給		昇格後の号給																		
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級												
1	1	1	1	1	5	1	1	1												
	2				6															
	3				7															
	4				8															
2	5				1				1	2	9	1	2	1						
	6										10									
	7										11									
	8										12									
3	9										1				2	3	13	1	3	1
	10																14			
	11																15			
	12																16			
4	13	1	3	4		17	1	4									1			
	14					18														
	15					19														
	16					20														
5	17				2	4			5	21		2	5	2						
	18									22										
	19									23										
	20									24										
6	21									3	5				6	25		3	6	3
	22															26				
	23															27				
	24															28				
7	25	4	6	7			29	4								7	4			
	26						30													
	27						31													
	28						32													
8	29				5	7	8		33			5	8	5						
	30								34											
	31								35											
	32								36											
9	33								6	8	9				37			6	9	6
	34														38					
	35														39					
	36														40					
10	37	7	9	10				41							7	10	7			
	38							42												
	39							43												
	40							44												
11	41				8	10	11	45				8	11	8						
	42							46												
	43							47												
	44							48												
12	45							9	11	12	49							9	12	9
	46										50									
	47										51									
	48										52									

昇格前の号給		昇格後の号給						
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
13	49	29	37	41	53	37	41	33
	50	30	38	42	54	38	42	34
	51	31	39	43	55	39	43	35
	52	32	40	44	56	40	44	36
14	53	33	41	45	57	41	45	37
	54	34	42	46	58	42	46	38
	55	35	43	47	59	43	47	39
	56	36	44	48	60	44	48	40
15	57	37	45	49	61	45	49	41
	58	38	46	50	62	46	50	42
	59	39	47	51	63	47	51	43
	60	40	48	52	64	48	52	44
16	61	41	49	53	65	49	53	45
	62	42	50	54	66	50	54	46
	63	43	51	55	67	51	55	47
	64	44	52	56	68	52	56	48
17	65	45	53	57	69	53	57	49
	66	46	54	58	70	54	58	50
	67	47	55	59	71	55	59	51
	68	48	56	60	72	56	60	52
18	69	49	57	61	73	57	61	53
	70	50	58	62	74	58	62	54
	71	51	59	63	75	59	63	55
	72	52	60	64	76	60	64	56
19	73	53	61	65	77	61	65	57
	74	54	62	66	78	62	66	58
	75	55	63	67	79	63	67	59
	76	56	64	68	80	64	68	60
20	77	57	65	69	81	65	69	61
	78	58	66	70	82	66	70	62
	79	59	67	71	83	67	71	63
	80	60	68	72	84	68	72	64
21	81	61	69	73	85	69	73	65
	82	62	70	74	86	70	74	66
	83	63	71	75	87	71	75	67
	84	64	72	76	88	72	76	68
22	85	65	73	77	89	73	77	69
	86	66	74	78	90	74	78	70
	87	67	75	79	91	75	79	71
	88	68	76	80	92	76	80	72
23	89	69	77	81	93	77	81	73
	90	70	78	82	94	78	82	74
	91	71	79	83	95	79	83	75
	92	72	80	84	96	80	84	76
24	93	73	81	85	97	81	85	77
	94	74	82	86	98	82	86	78
	95	75	83	87	99	83	87	79
	96	76	84	88	100	84	88	80

昇格前の号給		昇格後の号給						
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
25	97	75	81	78	93	79	75	61
	98							
	99	76	82	79	94	80	76	
	100							
26	101	77	83	80	95	81	77	
	102							
	103	78	84		96	82	78	
	104							
27	105	79	85	81	97	82	78	
	106							
	107	80	82	98	83	79		
	108							
28	109	81	86	83	99	84	80	
	110							
	111	82	87	84	100	84		
	112							
29	113	83	88	85	101	85	81	
	114							
	115	84		102	86	82		
	116							
30	117	85	89	86	103	87	83	
	118							
	119	86	105	88	84			
	120							
31	121	87	90	87	106	89	85	
	122							
	123	91	88	107	90			
	124							
32	125	92	88	88	109	91		
	126							
	127	93	89	110	92			
	128							
33	129	93	89	89	113	94		
	130							
	131	94	114	95				
	132							
34	133	95	90	90	115	96		
	134							
	135	96	91	116	97			
	136							
35	137	97	91	91	117	98		
	138							
	139	98	92	118	99			
	140							

昇格前の号給		昇格後の号給						
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
36	141				121	102		
	142							
	143							
	144							
37	145					106		
	146							
	147							
	148							
38	149					110		

3 職員を降格させた場合における号給は、上表「昇格時対応号給表」を昇格時とは逆に適用して決定する。この場合において、降格した前日に受けていた号給に対応する降格後の号給が複数ある場合は、最も上位の号給とする。

別表第5（第15条関係）

片道 使用距離区分	職員の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で 理事長が定めるところにより 通勤が困難であると認め られるもの
5キロメートル未満		2,600円	3,900円
5キロメートル以上 10キロメートル未満		3,000円	5,300円
10キロメートル以上 15キロメートル未満		5,000円	8,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満		7,000円	10,900円
20キロメートル以上 25キロメートル未満		9,000円	13,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満		11,000円	16,500円
30キロメートル以上 35キロメートル未満		11,000円	19,300円
35キロメートル以上 40キロメートル未満		13,000円	22,100円
40キロメートル以上		13,000円	24,900円

別表第6（第25条関係）

欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準
1 欠勤	(1) 業務上の事由又は通勤途上の負傷、疾病による欠勤	給与の支給に替えて、職員就業規程の第10章『災害補償』に定める休業補償を行う。
2 休職等	(1) 就業規程第17条第1項第1号	休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80の額
	(2) 就業規程第17条第1項第2号	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内で理事長が定める額
	(3) 就業規程第17条第1項第3号～6号	理事長の定める額

附 則(平成15年12月15日規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月数の切替え等)

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成15年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。))にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の0.79

を乗じて得た額に、同年4月から施行日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料が支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた額）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

(3) 平成15年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

5 平成15年4月1日から平成16年3月1日までの間において、世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める者との均衡を考慮して理事長が定める額」と、「第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「理事長が定める額」とする。

(委任)

6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年12月28日規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる

期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成18年3月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から平成18年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成17年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.97を乗じて得た額に、同年4月から施行日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.97を乗じて得た額

(3) 平成17年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.97を乗じて得た額

5 平成17年4月1日から平成18年3月1日までの間において、世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「世田谷区の職員であった

者その他理事長が別に定める者との均衡を考慮して理事長が別に定める額」と、「第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「理事長が別に定める額」とする。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月20日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第10条第3項(4)、第12条第1項および第4項、第16条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成19年3月に支給する期末手当の額は、給与規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において、「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成18年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.41を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成18年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

(3) 平成18年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分

の0.41を乗じて得た額

附 則（平成19年12月28日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第5号及び第6号の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（施行日における特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（附則第5項及び第6項を除き、以下「旧級」という。）が9級であった職員（以下「特定職員」という。）の施行日における職務の級（附則第5項及び第6項を除き、以下「新級」という。）は、8級とする。

（施行日における号給の切替え）

- 3 特定職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（施行日における給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 特定職員のうち、旧号給が31号給以上の号給であったものの給料月額は、理事長が定める。

（切替日における特定の職務の級の切替え）

- 5 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項及び次項において「旧級」という。）が8級であった職員の切替日における職務の級（以下この項及び次項において「新級」という。）は、8級とする。

- 7 前項の規定により新級を定められる職員の切替日における号給は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて理事長が定める。

附 則（平成20年3月31日規程第5号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月28日規程第1号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第17条第4項及

び第5項並びに別表第6の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規程第1号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び第2項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第14条第1項、2項は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年3月31日において、この規程による改正前の職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第14条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、平成26年4月1日以後も引き続き同項に掲げる職員（この規程による改正後の職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第1項に掲げる職員を除く。）に該当するもの、その他これに準ずる職員については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、改正後の規程第14条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の規程第14条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

附 則（平成26年11月28日規程第14号）

この規程は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月12日から施行し、平成29年1月1日から適用する。